

令和5年9月22日

個人情報の漏洩について

■漏洩日

令和5年7月25日

■発覚日

令和5年9月13日

■事案

あらかじめ全従業員から同意を得て健康診断結果（法定項目分）の提供依頼を受けている加入事業所へ従業員の健康診断結果（法定項目分）を提供する際、個別で非同意の意思を示している対象者の情報を含んでしまった。

■対応

対象者全員に対し電話連絡にて誤って健康診断結果（法定項目分）を事業所へ提供してしまった旨を説明の上謝罪。回収等の対応不要との回答をいただく。

■再発防止策

提供健診結果情報を作成する際、抽出条件として非同意者を除外する仕様とすべきところ条件設定が漏れてしまっていたことが原因であることから、以下を再発防止策といたします。

- ・作業時に条件の再確認
- ・結果情報作成後、対象者が含まれていないかを改めて確認のうえ提供する運用の実施

以上